

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月8日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第29号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例施行規則（平成15年瀬戸市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
	<p><u>（開館時間）</u></p> <p><u>第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p><u>第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>— 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日となるときは、その翌日以後において、その日に最も近い日で同法に規定する休日でない日とする。）</u></p> <p><u>— 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要</u></p>

<p>(使用期間の制限)</p>	<p><u>があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</u></p>
<p>第3条 <省略></p> <p>(使用の許可)</p>	<p>第5条 <省略></p> <p>(使用の許可)</p>
<p>第4条 <省略></p> <p>(許可事項の変更)</p>	<p>第6条 <省略></p> <p>(許可事項の変更)</p>
<p>第5条 <省略></p> <p>(使用許可の取下げ)</p>	<p>第7条 <省略></p> <p>(使用許可の取消し)</p>
<p>第6条 使用者は、施設等の使用の許可の<u>取下げ</u>をしようとするときは、<u>瀬戸市デジタルリサーチパークセンター使用許可申請取下届</u>(以下「<u>取下届</u>」という。)に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(許可書の提示)</p>	<p>第8条 使用者は、施設等の使用の許可の<u>取消し</u>をしようとするときは、<u>瀬戸市デジタルリサーチパークセンター使用許可取消届</u>(以下「<u>取消届</u>」という。)に使用許可書又は使用変更許可書を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(許可書の提示)</p>
<p>第7条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を<u>係員</u>に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。</p> <p>(附属設備の使用料)</p>	<p>第9条 使用者は、施設等を使用しようとするときは、使用許可書又は使用変更許可書を<u>職員</u>に提示し、施設等の使用に必要な指示を受けなければならない。</p>
<p>第8条 <u>条例別表第2の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。</u></p> <p>(使用料の還付)</p>	<p>(使用料の還付)</p>
<p>第9条 条例第8条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>及び <省略></p> <p>使用の日前30日までに<u>取下届</u>の提出を受けた場合 既納使用料の額に相当する額</p> <p>使用の日前7日までに<u>取下届</u>の提出を受けた場合 既納使用料の額の100分の50に</p>	<p>第10条 条例第8条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>及び <省略></p> <p>使用の日前30日までに<u>取消届</u>の提出を受けた場合 既納使用料の額に相当する額</p> <p>使用の日前7日までに<u>取消届</u>の提出を受けた場合 既納使用料の額の100分の50に</p>

相当する額	2及び3 <省略> (使用料の減免)	第10条 <省略> (入館の制限)	第11条 <省略> (入館者及び使用者の遵守事項)	第12条 <省略> (損傷等の届出)	第13条 <省略> (指定管理者に管理を行わせる場合の読替規定)
第14条	<u>条例第15条の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合は、第2条から第13条まで(第12条第2号を除く。)の規定中「使用料」とあるのは「利用料」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用変更」とあるのは「利用変更」と読み替えるものとする。</u>				
別表(第8条関係)					
区分	単位	金額	備考		
インターネットコーナー貸出用パーソナルコンピュータ	1台1時間	円 110	研修会、講習会等に限 り対象とし、一般開放による使用は無料とする。		
モノクロブ	1枚	20			

相当する額	2及び3 <省略> (使用料の減免)	第11条 <省略> (入館の制限)	第12条 <省略> (入館者及び使用者の遵守事項)	第13条 <省略> (損傷等の届出)	第14条 <省略>
-------	-----------------------	----------------------	------------------------------	-----------------------	-----------

リンター			
カラーレーザープリンター	1枚	110	
動画編集装置	一式 1時間	1,050	
画像編集装置	1台 1時間	110	
多次元動的ベクトル編集装置	一式 1時間	2,100	
情報入力端末	1台 1時間	120	
個体出力装置	一式 1時間	1,310	
テレビ会議室システム	一式 1時間	840	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に交付された使用許可書及び使用変更許可書は、この規則による改正後の規定により交付されたものとみなす。